

〈研究ノート〉 韓国における国籍法と兵役の問題 : 憲法裁判所決定を中心に

KOKUBUN, Noriko / 國分, 典子

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

120

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

160(59)

(終了ページ / End Page)

139(80)

(発行年 / Year)

2023-03-22

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030829>

韓国における国籍法と兵役の問題

——憲法裁判所決定を中心に——

國分典子

はじめに

韓国が徴兵制を採っていることは、広く知られている。男子は18歳になると「兵役準備役」として兵役に編入される（兵役法第8条）。兵役義務者は、原則として19歳になる年に兵役に耐えられるかを判定する兵役判定検査を受け（同第11条）、各種兵役に振り分けられる。兵役法は建国当初、1948年憲法第30条に基づき、⁽¹⁾「兵役義務に関する基本的事項を定め」るものとして1949年8月6日に制定・施行され、以来、今日に至るまで国民男子皆兵の骨格を維持してきている。

兵役の義務については、近年では良心的兵役拒否に関する憲法裁判所決定⁽²⁾や大法院判決⁽³⁾が注目され、また「BTS法」として有名になった兵役法の改正等⁽⁴⁾が話題になっている。これらの事例はいずれも韓国社会において兵役の問題がいかにか大きいかを示すものであるが、本稿では同じく近年問題となった二重国籍者（以下、現在の国籍法上の文言に従い、「複数国籍者」という）の兵役に関わる憲法問題をとり上げる。といっても、ここで問題になったのは、兵役法の規定ではなく兵役を巡って生じた国籍法上の国籍離脱制限の違憲

(1) 1948年憲法第30条は「すべての国民は、法律の定めるところにより国土防衛の義務を負う」と規定していた。

(2) 2018年6月28日憲法裁判所決定（2011 헌마 379）。

(3) 大法院2018年11月1日宣告全員合議体判決（대법원 2016 도 10912）。

(4) 世界的に活躍する韓国の人気アイドルグループ BTS メンバーの兵役を巡って、国民として例外なく平等に義務を負担すべき、入隊して活動できなくなることがかえって国益を損なう、等、大きな議論が起り、2020年に「大衆文化芸術分野の優秀者」について、入隊期限を28歳から30歳に引き上げるという兵役法改正が行われ、日本でも大きく報道された（2020年12月1日付『朝日新聞デジタル』記事（<https://www.asahi.com/articles/ASND153YHND1UHBI01D.html>）2023年1月9日最終確認）等、参照。

性的問題である。

国籍に関連しては、韓国憲法は日本国憲法と同様、「大韓民国の国民となる要件は法律で定める」(第2条第1項)としており、具体的には、国籍法で父母両系主義を採っている⁽⁵⁾。宗族制度の伝統をもつ韓国は、男系血統主義を採っていたが、1997年に父母両系血統主義を導入し、国籍法を全面改正した⁽⁶⁾。

父母両系血統主義を採ることは複数国籍者が増えることにつながる。この点、韓国は従来、厳格な単一国籍主義を採り、22歳までに国籍を選択することを定めていた。国籍法第12条が国籍選択義務を定め、同条第2項では、選択をしなかった場合には韓国国籍を失うという厳格な制度を採ってきた。しかし、2010年の国籍法改正で、限定的ながら複数国籍を認めることに踏み切った⁽⁷⁾。2010年改正によって、上述の第12条は変更され、一定の条件を満たした複数国籍者が韓国にいる間は外国国籍を行使しないという外国国籍不行使誓約を行うことによって、複数国籍のままいる道が開かれたのであった。国籍法第12条は、複数国籍者の兵役の問題にも言及している。兵役忌避のための国籍離脱を防ぐために兵役期間に入る複数国籍者の国籍離脱を制限する内容を含んでいるのである。この国籍法第12条にまつわる問題が冒頭で述べた国籍離脱制限の違憲性の問題である。

兵役に関する規定は2010年の改正以前にもあった(文末別表参照)。2010年の改正によって、複数国籍者が国籍を選択しない場合に一定期間を過ぎると自動的に韓国国籍が失われるということはなくなった。しかし一方で、改正後の第2項により兵役義務者が一定期間を過ぎると国籍離脱できなくなるといった問題が顕在化したのである。これに関しては、憲法裁判所が2015年に合憲決定、2020年に憲法不合法決定を出し、2020年決定を受けて2022年になって国籍法の改正が行われている。「問題が顕在化した」と述べたが、国籍離脱制限の問題は2010年改正前もなかったわけではない。2010年改正前の国籍法第12条第3項は、「直系尊属が外国で永住する目的なく滞在している状態で出生した者」につい

(5) 国籍法第2条は以下のように規定している：

第2条① 次の各号のいずれか一つに該当する者は出生と同時に大韓民国国籍を取得する。

1. 出生時に父または母が大韓民国の国民である者
2. 出生する前に父が死亡した場合には、その死亡時に父が大韓民国の国民であった者
3. 父母がいずれも分明でない場合または国籍がない場合には、大韓民国で出生した者

② 大韓民国で発見された棄児は、大韓民国で出生したものと推定する。

(6) 当時の改正の経緯および内容については、奥田安弘・岡克彦『在日のための韓国国籍法入門』(明石書店、1999年)参照。

(7) この改正内容については、藤原夏人「韓国の国籍法改正—限定的な重国籍の容認」外国の立法245号(2010年)113頁以下に詳しい。

と同様に国籍離脱制限を規定しており、これを巡っても2006年に憲法裁判所が判断を示している。

本稿では、以上の国籍法を巡る2006年、2015年、2020年の3つの憲法裁判所決定を紹介するとともに、韓国社会の変化の中で国籍と兵役の問題が今日どのような意味をもっているのかを考えてみたい。

1. 2006年憲法裁判所決定⁽⁸⁾

(1) 事実の概要

2006年決定は、韓国籍の父と米国籍の母を持つ米国在住の複数国籍者が請求人となった憲法裁判所法第68条第1項に基づく憲法訴訟である。請求人は兵役法に従い、2004年1月1日に第1国民役に編入された。ちょうど2005年に国籍法第12条第1項但書、第3項、第14条第1項但書が改正され、改正規定は改正法施行後初めて国籍離脱申告をする者から適用されるようにした（附則第2項）ため、請求人は上記国籍法改正条項により兵役義務を履行しなければ自由に国籍を離脱できなくなり、それによって自身の幸福追求権、良心の自由などを侵害されたと主張し、2005年8月8日に上記条項の違憲確認を求める憲法訴訟審判を請求した。

(2) 憲法裁判所の判断

本件は、ちょうど2005年の国籍法改正の端境期にあたる事例であったために、第1国民役に編入された当時、まだ国籍法改正が行われていなかったにもかかわらず、2005年国籍法第12条が同附則によって適用されることになった点等も問題とされたが、ここでは本稿のテーマに関わる国籍法の違憲性の問題の部分のみを取り上げることとする。

憲法裁判所は、国籍離脱・変更は、憲法第14条の居住・移転の自由に含まれるとし、これを国籍法第12条第1項但書、第14条第1項但書が制限することが兵役義務履行の確保という公益のために正当化できるかどうかについて、過剰規制かどうかの検討をしてい

(8) 憲法裁判所2006年11月30日決定（2005헌마739），判例集18-2，528頁。

(9) 現在の兵役準備役にあたるもので、当時の兵役法第5条第1項第4号で「兵役義務者で現役・予備役・補充役または第2国民役でない者」とされていた。なお「第2国民役」については、同第5号で「徴兵検査または身体検査の結果、現役または補充役服務はできないが、戦時動労召集による軍事支援業務には耐えられると決定された者その他この法律により第2国民役に編入された者」とされている。

る。

まず「民主国家において兵役義務は納税義務と共に国家という政治的共同体の存立・維持のために国家構成員である国民にその負担が回るほかはないもので、兵役義務の賦課を通じて国家防衛を図ることは国家共同体に必然的に内在する憲法的価値といえる。韓国憲法第5条第2項、第39条は、国防と兵役義務が持つこのような憲法的価値性を明確にしている（憲裁2004年8月26日2002헌마13, 判例集16-2上巻, 195, 202）」⁽¹⁰⁾とした上で、複数国籍者であっても、他の国民と同様に兵役義務を貫徹することが求められるとし、「先天的な二重国籍を許容し、国籍選択制度を設けている現行制度で、法第12条第1項但書およびそれに関する第14条第1項但書のような規制がなければ、二重国籍者としては国籍選択制度を利用して兵役を免がれることがより容易になる」⁽¹¹⁾と本件条項の目的の正当性および手段の必要性を認めた。

過剰禁止違反の有無を判断するにあたって、憲法裁判所は一般に①目的の正当性、②方法の適切性、③侵害の最小性、④法益の均衡性の4点から判断するという枠組みを用いているが、ここでは侵害の最小性については明白に言及していない。国籍法による国籍離脱の制限を「一定の時的制約」、「国籍選択の自由が完全に剥奪されるのではなく、部分的な制限を受ける」⁽¹²⁾に過ぎないとし、法益較量について以下のように述べられている。

「国籍離脱に関するこの程度の時的制約すら設けなければ、兵役義務履行のための手続の進行中いつでも、ひいては軍服務中であっても韓国国籍を離脱することで兵役義務を免れることができるようになる。このことは現行の兵役法体系との大きな不調和をもたらすだけでなく、誠実な大多数の兵役義務履行者との関係でも決して望ましくない。そうであれば、これは立法者が国防と兵役の均衡という憲法的価値を一方に、国籍離脱という個人の基本権的価値を他方にしてどちらかを一方的に犠牲にせずにそれなりの調整と較量を⁽¹³⁾した結果と言える」。

この部分に続いては、さらに

「但し、主な生活の根拠を外国に置いている二重国籍者に対しては、その程度の国籍離脱

(10) 前掲判例集 18-2, 537 頁。

(11) 前掲判例集 18-2, 538 頁。

(12) 前掲判例集 18-2, 539 頁。

(13) 前景判例集 18-2, 539 頁。

の制限さえ不当であるという疑問が提起される余地がある。しかし兵役法によると、国外に滞在または居住している者は徴兵検査や徴集・召集を延期することができ（兵役法第60条第1項第2号）、国外で出生した者または海外移住法による海外移住申告をして国外に居住している者は在外公館の長、法務部出入国管理所の長や法務部出入国管理所出張所の長の事実確認により徴兵検査または入営を延期することができる（同法施行令第128条第2項）。したがって、常駐居所を外国に置いている二重国籍者は徴兵検査または徴集の延期を通じて36歳に達し徴兵検査または入営義務を免除され得、これを通じて事実上兵役義務を免れることができる。法第12条第1項但書およびそれに関する第14条第1項但書により積極的に国籍離脱をすることで兵役義務を早期に解消することもでき、消極的な方法で兵役問題を自然に解決することもできる。それならば、主な生活の根拠を外国に置いている二重国籍者に対して、上記法律条項の適用を明示的に排除する規定を設けなかったとしても、その点だけで彼らの国籍離脱の自由を侵害するとは言えない⁽¹⁴⁾

と述べられており、そもそも侵害の最小性を検討する以前に侵害といえるほどのものではないのだという趣旨にも思われる。

2. 2015年憲法裁判所決定⁽¹⁵⁾

(1) 事実の概要

2015年決定は二つの憲法訴願事件を併合したもので、一方はインディアナ州で韓国籍の父母から生まれ、韓国籍と米国籍をもつこととなった者、もう一方はヴァージニア州で韓国籍の父母から生まれて韓国籍と米国籍をもつこととなった者を請求人とする事件であった。2名とも、兵役法により2013年1月1日に第1国民役に編入されたが、それから3ヶ月以内の2013年3月31日まで大韓民国国籍と米国籍のいずれかを選択せず、これにより現役・常勤予備役・補充役等で兵役を終えたり、第2国民役に編入されたり、または兵

(14) 前掲判例集 18-2, 539 - 540 頁。

(15) 憲法裁判所 2015 年 11 月 26 日決定（2013 헌마 805, 2014 헌마 788 併合）、判例集 27-2 下, 346 頁。この決定について論じたものとして、高希麗「複数国籍者の兵役義務と国籍離脱の自由に対する制約－憲法裁判所 2015 年 11 月 26 日, 2013 憲マ 805・2014 憲マ 788－」エトランデュテ 3 号（2020 年）431 頁以下、김종세「국적법상 국적이탈 제한의 위헌성 - 헌법재판소 2015.11.26. 2013 헌마 805, 2014 헌마 788 -」法과 政策研究 18 輯 4 号（2018 年）105 頁以下がある。

(16) 前掲注 (9) 参照。

役免除処分を受けるなど兵役義務を解消した後でなければ外国国籍を選択できないということになったのであった。なお、本件では、①国籍がアイデンティティの重要な要素であるにもかかわらず、未成年者に3か月で国籍選択を迫るのは酷であること、②兵役逃れの目的がない複数国籍者に対しても一律に長期間大韓民国国籍を離脱できないようにすることで、国籍離脱の自由を侵害していること、③外国を生活基盤とする先天の複数国籍者と大韓民国を生活基盤とする先天の複数国籍者は本質的に異なるにもかかわらずこれを合理的な理由なしに同じように扱っており、④一方で複数国籍者である男性と複数国籍者である女性を合理的な理由なしに差別していることが請求人から主張されていた。

(2) 憲法裁判所の判断

この決定は、2006年の先例を踏襲するとして、国籍離脱の自由が居住・移転の自由に含まれること、および本件国籍法規定が過剰規制となるか否かについては、いずれも2006年決定の判旨をそのまま引用している。但し、先例変更の必要性如何について、請求人の主張にあった上述の①～④について以下のように新たな判示を加えている。

①については、「本件法律条項が定めている期間の満了日頃に18歳に達したか18歳に近づいているため、国籍と兵役に関して十分に理解していると期待できる点、大韓民国国民である男性はいずれも18歳になる年の1月1日に第1国民役に編入されるのであって、これは複数国籍者である男性も例外ではないため、具体的な兵役義務を負担することになる時である第1国民役に編入された時を基準に兵役義務を履行するかどうかを決定させることが他の大韓民国国民である男性との公平性に照らしても不合理とは見られない点、等に⁽¹⁷⁾照らして」、著しく不合理、あるいは過度な制限とは言えないとした。

②については、「国の一定の地域に引き続き90日以上居住し、又は滞在する意思を持ってその地域に滞在している大韓民国国民は在外公館にこれを登録しなければならず(在外国民登録法第2条)、外国に居住する複数国籍者は両親の双方又は少なくとも一方が大韓民国国籍を持っていたり、当該外国の韓国人社会を中心に生活を営んでいる場合がほとんどであるため、このような複数国籍者が大韓民国国民の兵役義務や国籍選択制度について何の帰責事由もなく知らない場合は想定し難い。そして、帰責事由もなく国籍選択期間が分からないほど大韓民国と関係のない外国居住の複数国籍者であれば、彼の生活領域で彼が外国国籍と大韓民国国籍を共に持っているという事実は、彼の法的地位に大きな影響を及ぼさないため、このような場合にまで本件法律条項に関する例外条項を設けなければ

(17) 前掲判例集 27-2 下, 358 頁。

韓国における国籍法と兵役の問題（國分典子）

らない必要性を認めることは難しく、外国で複数国籍者が一定の公職に就くことができないようにする場合があっても、このような場合は極めて偶然の事情に過ぎないため、立法者にこのような場合まで予想し配慮しなければならない立法義務があるとは言い難い⁽¹⁸⁾とした。

③については、この主張は「外国に生活基盤を置く複数国籍者に対しても、大韓民国に生活基盤を置く複数国籍者と同様に、本件法律条項に規定された期間内に限って兵役義務を解消せずに大韓民国国籍を離脱できるようにすることは不当である⁽¹⁹⁾」という点を問題にするもので、侵害の最小性の問題に還元されるとした。

④については、先例に則り（憲法裁判所 2011.6.30 決定, 2010 헌마 460）、そもそも憲法および兵役法により男性にのみ兵役の義務が課されていることは「合理的な理由のない差別扱いとみなすことができない⁽²⁰⁾」とした。

以上から、多数意見は先例変更の必要性を認めなかったのであるが、決定に加わった 8 名の裁判官の全員一致であった 2006 年決定と異なり、2015 年決定では 4 人の裁判官の少数意見が、本件規定が過剰禁止原則に反しているとしている。

3. 2020 年 9 月 24 日憲法裁判所決定⁽²¹⁾

(1) 事実の概要

アメリカ在住の複数国籍者による憲法訴願である本件では、国籍法第 12 条第 2 項および関連して第 14 条が問題となった。

本件請求人は、米国籍の父と韓国国籍の母の子として米国で生まれた複数国籍をもつ男性である。現在の国籍法は、上述の 2010 年改正の内容とほとんど変わらないが、第 2 項、第 3 項の用語が以下のように若干変更されている（法律第 14183 号、2016 年 5 月 29 日の国籍法改正による条文⁽²²⁾）。

(18) 前掲判例集 27-2 下, 357 頁。

(19) 前掲判例集 27-2 下, 359 頁。

(20) 前掲判例集 27-2 下, 358 頁。

(21) 憲法裁判所 2020 年 9 月 24 日決定 (2016 헌마 889)、判例集 32-2, 280 頁。この決定について論じたものとして、공진성 「병역준비역에 편입된 복수국적자의 국적이탈의 자유 제한의 헌법적 한계와 입법적 개선방안 - 현재 2020. 9. 24. 2016 헌마 889 결정에 대한 평석을 곁하여 -」 法學論叢 33 卷 3 号 (2020 年) 498 頁以下, 구자완 「국적이탈 제한의 대상적격 - 현재 2020. 9. 24. 2016 헌마 889 결정과 관련하여 -」 헌법학연구 27 卷 1 号 (2021 年) 71 頁以下がある。

第12条②第1項本文にかかわらず、兵役法第8条により兵役準備役に編入された者は、編入された時から3ヶ月以内に一つの国籍を選択し、または第3項各号のいずれかに該当する時から2年以内に一つの国籍を選択しなければならない。但し、第13条により大韓民国国籍を選択しようとする場合には、第3項各号のいずれかに該当する前にもできる。

③直系尊属が外国で永住する目的なく滞在した状態で生まれた者は、兵役義務の履行と関連して次の各号のいずれかに該当する場合にのみ、第14条による国籍離脱申告をすることができる。

1. 現役・常勤予備役・補充役又は代替役として服務を終え、又は終えたものと看做される場合
2. 戦時労働役に編入された場合
3. 兵役免除処分を受けた場合

これらの規定によれば、兵役準備役（兵役義務の発生した者を指す）に編入された者⁽²³⁾は3か月以内にまたは第3項に当てはまる場合には、2年以内に国籍選択をしなければならない。これを受けて第14条は韓国籍を離脱する場合に関し、次のように規定していた。

(22) 現在の兵役法第5条の規定によれば、兵役は「現役」、「予備役」、「補充役」、「兵役準備役」、「戦時勤労役」、「代替役」に分類される。「現役」とは「徴集または支援により入営した兵」、「兵役法または軍人事法に基づき現役で任用またはは選抜された将校・准士官・副士官および軍幹部候補生」のいずれかに該当する者をいい、「予備役」は「現役を終えた者」、「その他兵役法による予備役に編入された者」のいずれかに該当する者をいい、「補充役」は「兵役判定検査の結果、現役服務をすることができる者と判定された者のうち、兵力需給事情により現役兵入営対象者に決定されなかった者」、「社会服務要員、芸術・体育要員、公衆保健医師、兵役判定検査専門担当医師、公益法務官、公衆防疫獣医師、専門研究要員、産業技能要員のいずれかに該当する者として服務し、またはその服務を終えた者」、「その他兵役法により補充役に編入された者」のいずれかに該当する者をいい、「兵役準備役」とは「兵役義務者で現役、予備役、補充役、戦時勤労役および代替役でない者」をいい、「戦時勤労役」とは「兵役判定検査または身体検査の結果、現役または補充役服務はできないが、戦時勤労招集による軍事支援業務には耐えられると決定された者」、「その他兵役法により戦時労働役に編入された者」のいずれかに該当する者をいい、「代替役」とは「兵役義務者のうち『大韓民国憲法』が保障する良心の自由を理由に現役、補充役または予備役の服務に代わって兵役を履行し、または履行する義務がある者で『代替役の編入および服務等に関する法律』により代替役に編入された者」をいう。

(23) 兵務庁のPDFパンフレットの説明参照（file:///C:/Users/kokub/Downloads/2022%E5%9B%BD%E5%A4%96%E5%85%B5%E5%BD%B9%E7%BE%A9%E5%8B%99%E8%80%85%E3%81%AE%E5%85%B5%E5%BD%B9%E5%B1%A5%E8%A1%8C%E3%81%AE%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88.pdf 2022年12月17日最終確認）。

韓国における国籍法と兵役の問題（國分典子）

第14条①複数国籍者として外国国籍を選択しようとする者は、外国に住所がある場合のみ、住所地管轄の在外公館の長を経て法務部長官に大韓民国国籍を離脱する旨を申告することができる。但し、第12条第2項本文又は同条第3項に該当する者は、その期間以内にまたは当該事由が生じたときから限り、届出をすることができる（2010年5月4日改正）。

② 第1項の規定により国籍離脱の届出をした者は、法務部長官が届出を受理したときに大韓民国国籍を喪失する。

③ 第1項による申告および受理の要件、手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

この規定を受けて、国籍法施行令、国籍法施行規則が必要な書類を定めているが、国籍法施行規則第12条第2項第1号は、「家族関係記録事項に関する証明書」を必要書類の一つに挙げていた。この証明書を取得するには、まず出生届等を通じて家族関係登録簿が作られていることが前提となる。実務上、法務部長官は「家族関係の登録等に関する法律」により申告者本人の基本証明書と家族関係証明書、父と母の基本証明書等を提出するようにしているが、請求人の場合、出生と同時に法的には大韓民国国籍を取得したものの、大韓民国に出生届さえ出されておらず、国籍離脱申告をするには、まず出生申告をするところから始めなければならないという問題があった。

そこで、請求人は、上記国籍法条項により2017年3月31日が過ぎれば兵役義務が解消されない以上、国籍離脱が制限されるため、これらの規定が自身の基本権を侵害すると主張し、憲法訴訟願審査を請求したのであった。

（2）憲法裁判所の判断

憲法裁判所は、本件について、過剰禁止原則違反の観点から審査を行い、国籍法第12条第2項および第14条第1項但書の第12条第2項に関わる部分を国籍離脱の自由を侵害するものとして憲法に合致しないと判断した。

過剰禁止原則違反の有無に関して、ここでは①目的の正当性、②方法の適切性、③侵害の最小性、④法益の均衡性の4点から順次判断している。

まず上記規定の目的の正当性に関しては、「立法目的は兵役準備役に編入された人が兵役義務を免脱するための手段として国籍を離脱することを制限し兵役義務履行の公平を確保しようとする事」であるとされ、「憲法第39条第1項は、すべての国民は法律の定めるところにより国防の義務を負担すると規定しており、国民である男性は憲法および兵役

法等が定めるところにより兵役義務を誠実に遂行しなければならない(兵役法第3条第1項参照)ことから、「兵役義務の履行に公平を確保しようとする審判対象法律条項の立法目的は正当である」とされた。⁽²⁴⁾

方法の適切性に関しても、上記法律条項は「国籍離脱が可能な期間を制限することで兵役準備役に編入された人がその後国籍離脱という方法を通じて兵役義務から抜け出すことができないようにするので、兵役義務履行の公平性確保という目的を達成するのに適した手段」であるとされている。⁽²⁵⁾

一方、侵害の最小性および法益の均衡性に関しては、憲法裁判所はこれを満たしていないと捉えた。侵害の最小性については、「複数国籍者である男性に対して国籍離脱の自由が例外なく制限されるにもかかわらず、複数国籍者に国籍選択手続や国籍選択期間が経過する場合に発生する制限等について個別通知がなされていない。国籍法は出生当時に父または母が大韓民国国民である者は申告なしに出生と同時に大韓民国国籍を取得することと規定しているが(国籍法第2条第1項第1号)、このような事情を加えてみれば大韓民国国籍取得事実、複数国籍者の国籍選択手続、審判対象法律条項による国籍離脱制限等に対する理解が足りない複数国籍者が発生する可能性は依然として残っている」と指摘し、⁽²⁶⁾「複数国籍者の主な生活根拠や大韓民国での滞在または居住経験等、具体的な事情によっては、社会通念上、審判対象法律条項が定める期間内に国籍離脱申告をすることは期待し難い事由が認められる余地がある。例えば、出生と同時に申告なしに大韓民国国籍を取得した複数国籍者が主な生活根拠を外国に置いて学業や経済活動などの生活をしてきたとすれば、彼に複数国籍取得と国籍離脱等に関する大韓民国の法と制度に対する理解を期待することは困難でありうる。それにもかかわらず、彼が複数国籍者であることを認知して初めて大韓民国国籍から離脱しようとする時、国籍選択期間が経過したという理由で兵役義務解消前には彼の国籍離脱申告を一律に許容しないのは社会通念上彼に責任を問うのが困難な理由で彼の国籍離脱の自由を大きく制約するものである」としたのである。⁽²⁷⁾

そもそも国籍離脱制限の目的は、兵役義務履行の確保である。兵役忌避に対して、「主務官庁が具体的な審査を通じて、主な生活根拠を国内に置いて相当な期間大韓民国国籍者としての恩恵を享受し、兵役義務を履行しなければならない時期が近づくと国籍を離脱し

(24) 前掲判例集 32-2, 291 頁。

(25) 前掲判例集 32-2, 291 頁。

(26) 前掲判例集 32-2, 292 頁。

(27) 前掲判例集 32-2, 292-293 頁。

ようとする複数国籍者を排除し、兵役義務履行の公平性が毀損されないと見られる場合にのみ例外的に国籍選択期間が経過した後も国籍離脱を許可する方式で制度を運用するならば、上記のような憂慮は払拭されうる⁽²⁸⁾とし、「したがって、兵役準備役に編入された複数国籍者の国籍選択期間が過ぎたとしても、その期間内に国籍離脱申告ができなかったことに対して社会通念上、彼に責任を問うことが難しい事情、すなわち正当な理由が存在し、また兵役義務履行の公平性確保という立法目的を毀損しないことが客観的に認められる場合であれば、兵役準備役に編入された複数国籍者に国籍選択期間が経過したからといって一律に国籍離脱ができないというのではなく、例外的に国籍離脱を許可する方案を用意する余地がある⁽²⁹⁾」と述べた。『『兵役義務の公平性確保』という立法目的を毀損せずに基本権を侵害しない方法があるにもかかわらず、審判対象法律条項はそのような例外を全く置かず一律的に兵役義務解消前には国籍離脱ができないようにするが、これは被害の最小性原則に反する⁽³⁰⁾』というのが多数意見の見解であった。

さらに法益の均衡性に関しては、本件法律条項は「複数国籍者が大韓民国国籍の維持を望まない場合でも、兵役義務の解消前には絶対的に国籍から離脱できないようにすることで、兵役義務の公平な履行という公益を確保しようとする」ものであるが、本人が外国にいる場合、「複数国籍者の国籍離脱を制限しながらも兵役義務の履行を現実化できず、審判対象法律条項が追求する公益が実質的に達成されない場合が発生する⁽³¹⁾」ことが指摘されている。また「審判対象法律条項の存在により複数国籍を維持することになることにより対象者が体験しなければならない実質的不利益は具体的事情によりかなり大きいことがありうる。国によっては、複数国籍者が公職または国家安全保障に直結する業務や、他の国籍国と利益衝突の余地のある業務を担当することが制限される可能性がある。現実的にこのような制限が存在する場合、特定職業の選択や業務担当が制限されることに伴う私益侵害を軽く見ることはできない⁽³²⁾」という点にも言及されている。

以上から、憲法裁判所は、本件法律条項は憲法に違反するとした。但し、「単純違憲決定をしてその効力が直ちに失われれば、国籍選択や国籍離脱に対する期間制限が正当な場合にもその制限が直ちに消えることになり、兵役義務の公平性確保に困難が生じかねない⁽³³⁾」とし、「憲法不合致決定を宣告するものの、2022年9月30日を期限に改善立法がな

(28) 前掲判例集 32-2, 292 頁。

(29) 前掲判例集 32-2, 293 頁。

(30) 前掲判例集 32-2, 293 頁。

(31) 前掲判例集 32-2, 293 頁。

(32) 前掲判例集 32-2, 293-294 頁。

されるときまで暫定的に適用することにし、残りの審判請求はこれを棄却する」としている⁽³⁴⁾る。

この決定では、2006年、2015年の憲法裁判所の合憲決定を変更すると明示されている。また、本件多数意見に対しては、国籍法条項を合憲とする2名の反対意見と国籍法施行規則を合憲とする多数意見に対する2名の反対意見がついている。

4. 憲法裁判所判断の変化過程とその含意

2006年、2015年、2020年の各憲法裁判所決定の各裁判官の意見の分布をみると、2006年は決定に加わった裁判官8名全員一致決定であり、2015年は9名中4名の反対意見、2020年は9名中5名の多数意見に対し、国籍法法律条項⁽³⁵⁾に関して2名の反対意見、施行規則に関する部分について2名の反対意見がついている。2015年決定では、多数意見が2006年決定を踏襲する一方で、2020年決定に繋がる論点が出され、この点を巡って反対意見が2020年の多数意見と同様の見解を示した。2020年決定では、国籍法条項の違憲性について2名の裁判官の反対意見がついているが、この反対意見は2006年、2015年の多数意見と基本的に同様な考え方に立っている。すなわち、「兵役義務の賦課を通じて国防衛を図ることは国家共同体に必然的に内在する憲法的価値」であること、「いわゆる国民皆兵主義を規定した憲法第39条、平等原則を規定した憲法第11条から出てくる兵役負担平等の原則は、憲法的要請であるだけでなく、韓国においてそれは他のどの社会とも比較にならないほど強力に絶対的な社会的要求である」ことが2006年決定を引用して述べられ⁽³⁶⁾、一方で国籍離脱の自由の制限は一時的なものにすぎないとして兵役の義務の重要性に比重がおかれているのである。

各決定の多数意見と反対意見の論旨には大きな違いはない。そのような中で上記の判例の重心が変化したのは、特に2015年決定で触れた③の論点、すなわち複数国籍者の生活基盤が韓国にあるか外国にあるかを区別すべきという点に付随した侵害の最小性の検討を巡ってであったと考えられる。

(33) 前掲判例集 32-2, 297頁。

(34) 前掲判例集 32-2, 296頁。

(35) 憲法裁判所の違憲決定ないし憲法不合致決定には6名の裁判官の賛成が必要である。本件では、多数意見は5名であり反対意見は計4名であるが、法律条項の違憲性についての反対意見はこのうち2名のみであるので、結果的に憲法不合致決定となっている。

(36) 前掲判例集 32-2, 297-298頁。

「複数国籍者の生活基盤」という論点は、2015年決定の②の論点（＝兵役忌避目的のない複数国籍者の扱いの問題）と関連して、そもそも立法者によっても想定されていたものであった。2005年改正以降、第12条第3項に加えられた「直系尊属が外国で永住する目的なく滞留している状態で出生した者」という表現は、この点に関連性をもつ。当時の改正理由では、「兵役を忌避する目的で遠征出産など便法的な方法により子女に外国国籍を取得させることを防止するため」、この改正が行われたと述べられている。⁽³⁷⁾韓国では従来、子どもに兵役の義務を負わせないために母親がアメリカやカナダ等、出生地主義の国家に行き、そこで子どもを産んで同地の国籍を取得させるという「遠征出産」と呼ばれる問題がある。こうした兵役忌避を目的とする複数国籍取得者を排除するのが立法趣旨であった。

単一国籍主義を修正した2010年の国籍法改正においても、どのような場合に複数国籍を認めるかにあたっては、同様にこの点が大きな論点となっている。この法案を審議した法制司法委員会でも

「法案の主要内容は、国家が経済力を強化するため、国益に寄与することができる優秀外国人人材に対してはわが国籍をより容易に取得できるようにするとともに、出生によって複数国籍を有することとなった人々の国籍選択方式と関連して外国国籍を放棄せずとも、わが国籍を選択することができるようにすることによって、人口流出現象を改善する反面、複数国籍許容に伴う社会的違和感の醸成等の副作用を最小化するため、遠征出産者は複数国籍許容対象から除外しました。

また結婚移民者、海外養子縁組者、永住帰国同胞等については、外国国籍を放棄せず、海外国籍不行使誓約のみ行えば足りるようにすることによって、外国国籍放棄義務履行に伴う不便を減らし、在外同胞に配慮しようとしたが、今回の改正案により、複数国籍を有する人々が増加するようになる点を勘案して、複数国籍者は大韓民国では、国民としてのみ処遇し、兵役履行前には我が国籍を捨てることできないようにしました。・・・」⁽³⁸⁾

(37) 各改正の理由については、国家法令情報センターから参照可能。本改正については、<https://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=67482&ancYd=20050524&ancNo=07499&efYd=20050524&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#J12:0>参照（2023年1月6日最終確認）。

(38) 第287回国会（臨時会）法制司法委員会会議録2号（2010年2月16日）49頁。この点については、拙稿「韓国における複数国籍の容認と国家観の変化」孝忠延夫・安武真隆・西平等編『多元の世界における「他者」』下巻（関西大学マイノリティ研究センター最終報告書）2013年12頁でも言及したことがある。

と説明され、複数国籍導入にあたって遠征出産による兵役忌避を防ぐことが「社会的違和感の醸成等の副作用」を抑えるために必要であったことに言及している。

このため、2010年改正によって遠征出産により出生した者は複数国籍を認められる対象からは排除されることとなったのである。このことを考えると、2010年改正前後で、遠征出産の場合の国籍法第12条第3項の意味には実質的には変化はないことになる。

実は、2005年の改正に際しては、改正法の成立から施行までの間に「国籍離脱申告ラッシュ」が起きたといわれており、⁽³⁹⁾その意味ではこの国籍法改正の趣旨は国民に認知されていたと考えられる。こうした状況は国側にとっても、国籍離脱制限規定の趣旨は国民に周知されているとみる根拠となったであろうと思われ、憲法裁判所の合憲論もそうした見方を反映していた可能性がある。但し、同項の「直系尊属が外国で永住する目的なく滞留している状態で出生した者」という概念は遠征出産により出生した者よりも広い概念である。遠征出産の場合が複数国籍保有の対象とならないのであり、また「国籍離脱申告ラッシュ」が起こるほどに国籍離脱制限の問題が認知されていたとすれば、実際には、最も抑制したい兵役忌避者以外の対象者が国籍離脱制限を受けることになる可能性が高いという問題が出てくる。

さらに、「直系尊属の永住目的」の有無は「親の意思」という主観的な基準で判断されるという点で不明確であり、また本人にとっては自らのあずかり知らない理由に左右されることになる。この点、2006年決定の請求人からは、「兵役義務を履行していない者の中で『両親の外国永住意思の有無』を基準に国籍離脱の可否を決めることは合理的差別ではないので平等原則に反し、憲法第12条第3項に規定された連座制禁止原則などに違反する」という主張が出ていたが、憲法裁判所は、請求人の母が米国民権をもっていることから永住目的があると判断して、請求人は第12条第3項に当たらないとし、文言の明確性の問題にも触れなかった。2015年決定、2020年決定では、この点への言及はなく、これらは「直系尊属の永住目的」から論ずることができなかった事例であったと推測される。そしてそのことが結果的には、侵害の最小性に関わる手続上の問題の検討へと裁判所を向

(39) 金善擇「兵役忌避目的의 国籍離脱 制限의 合憲性」考試界 50巻 7号 (2005年) 4頁。なおこの論文では、過剰禁止原則の4基準に照らして、2005年の国籍法改正による国籍離脱制限を合憲としている。本稿で2006年決定の判旨の中で明確に述べられていないとした「侵害の最小性」については、「大韓民国国籍と外国国籍を同時に持っていたが、大韓民国国籍を離脱するという場合、直ちに外国人になって兵役義務を課すことができなくなるため、兵役義務免除を防ぐために国籍離脱を制限する以外に、どのような適切な手段も見つけることが困難なため、侵害の最小性要件も満たされるものとみられる」と捉えられている(同11頁)。

かわせることとなったと考えられる。

5. 在外同胞の権利と兵役の問題

上述の「永住目的」の意味については、国籍法施行令第16条の2が「父もしくは母が外国に生活基盤をおきつつ外国の市民権もしくは永住権を取得した状態、または法務部令で定めるそれに準ずる滞留状態で出生した者」でない場合を「永住目的」ではないとされる場合としている。「永住目的」に関連しては、1999年に制定された「在外同胞の出入国および法的地位に関する法律」(以下、「在外同胞法」という)がある⁽⁴⁰⁾。同法第2条第1号では「在外国民」の定義を「大韓民国の国民であって外国の永住権を取得した者または永住する目的で外国に居住している者」としており、これを受けた同法施行令第2条第2項が「永住する目的で外国に居住する者」とは「『海外移住法』第2条の規定による海外移住者であって居住国から永住権を取得していない者」としている(但し、海外移住法にも兵役への言及があり、第3条が兵役を忌避している者について、海外移住を認めていない)。

在外同胞法は、憲法第2条第2項の在外国民保護規定の具体化として定められたものであった⁽⁴¹⁾。先に挙げた同法第2条では、「在外国民」とともに「外国国籍同胞」の定義が示され、「大韓民国の国籍を保有していた者またはその直系卑属であって、外国国籍を取得した者のうち大統領令で定める者」が「外国国籍同胞」とされており、韓国籍保有者のみならず、韓国籍を有しない者についても韓国に滞留する際に血縁の紐帯に基づく保護を与えることを予定している。同法の制定趣旨説明では、

「地球村時代の世界経済体制に応え、在外同胞に母国の国境の敷居を下げることで在外同胞の生活圏を広域化・国際化するとともに、韓国国民の意識形態と活動領域の国際化・グローバル化を促進し、在外同胞の母国への出入国および滞留に対する制限と不動産取得・金融・外国為替取引等における各種制約を緩和することにより母国投資を促進し、経済回生に共に参加しようという雰囲気を広め、在外同胞が要求する二重国籍を許容する場合に

(40) 国籍法との関連で、在外同胞法に触れるものとして、김중세「병역미필자 국적이탈허가의 예외 가능성에 대한 소고」法学論叢 35 輯 4 号 (2019 年) 96 頁以下がある。

(41) 高希麗「大韓民国における国籍概念と国民：国籍法および在外同胞法の検討から」六甲台論集 64 卷 1 号 (2017 年) 73 頁参照。

現れる兵役、納税、外交関係での問題点と国民的一体感の阻害などの副作用を除去しながら二重国籍許容要求に含まれた支障となる事項を選別して受け入れることで母国に対する不満を解消し、永住する目的で海外に移住した同胞の相当数が母国との関係が断絶するという孤立感や母国での経済活動の制約、年金支給停止などを心配して居住国の国籍取得をためらい、居住国にきちんと定着できていない点を勘案し、在外同胞が居住国の国籍取得・定着しても母国との関係が断絶しないようにするなど、居住国定着を誘導しようとするものです⁽⁴²⁾」

と説明され、在外同胞が複数国籍を求めていること、しかし国民の義務との調整が問題になっていることが窺われる。実は、2006年決定においても、この同胞の地位に言及されている。曰く、

「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律は、外国国籍同胞に『在外同胞滞留資格』として出入国、滞留、就職その他の経済活動、国内土地についての取得・利用・処分、金融取引および外国為替取引、医療保険適用等において内国人と別段変わらない待遇をしている（同法第10条ないし第14条参照）。したがって、特に韓国国籍を必要とする生活を営もうとする人でなければ在外同胞の地位としても特別な不便なく韓国内に本拠を置いたり、これを活用する社会的・経済的生活を営むことができる。そうして、法第12条第1項但書およびそれに関する第14条第1項但書の規制がなければ、国籍選択制度を利用して兵役義務を免れた後からは在外同胞として韓国人に匹敵する地位で生きるのに特別な障害を受けなくなる⁽⁴³⁾」。

そして、これに続けて、以下のように述べている。

「このような状態を放置すると、次のような弊害が発生し、または発生する恐れが高い。

第一に、兵役資源の一定の損失を招く。兵力資源の維持は国防という憲法的価値を守護するための重要な要素に他ならず、二重国籍者の数も少なくないのに、男性である二重国

(42) 同法の制定趣旨については、国家法令情報センターのサイトより検索<https://law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=57496&lsId=001999&chrClsCd=010102&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>（2023年1月8日最終確認）。また在外同胞に対する政策について、黄澤煥「이민정책과 헌법적 가치」법조69巻2号（2020年）16頁以下参照。

(43) 前掲判例集18-2, 538頁。

籍者の相当数は国籍選択制度を通じて兵役を回避できるようになる。

第二に、国民皆兵主義を規定した憲法第 39 条，平等の原則を規定した憲法第 11 条から出てくる兵役負担平等の原則は憲法的要請であるだけでなく，韓国においてそれは他のどの社会とも比較にならないほど強力で絶対的な社会的要求である。二重国籍者が生活の根拠を韓国に置き，韓国人として享受する各種の恩恵を享受し，いざ国民として義務を果たさなければならない時は，韓国国籍を捨てる日和見主義的な行動が許されれば，兵役負担平等の原則は深刻に毀損される。特に，二重国籍者は社会指導層や富裕層の人々の子女が多く，彼らの日和見主義的兵役忌避をある程度でも規制しなければ，兵役正義に対する一般国民の不信は高まり，兵役負担に関する国民の一体感が阻害され，国防という国民の総体的力量に損傷を及ぼすことになる⁽⁴⁴⁾。

この説示は，在外同胞法の制定趣旨で述べられた在外同胞からの複数国籍の要求に対する危惧と符合している。在外同胞法は在外同胞に特別な権利を与える一方で少なくとも複数国籍取得可能性は排除することをもってバランスを取ろうとするものであった。しかし国籍法で複数国籍が認められるようになると，新たなバランスの模索が必要となる。国籍離脱制限はそのバランスを示す要素として浮上したものとみることでもできるであろう。

しかし問題は，この要素がどのように作用するかである。在外同胞が求めているのは，兵役義務から解放されて母国との間を自由に行き来することである。複数国籍者である在外同胞が兵役忌避のために韓国国籍を放棄する場合は多いことは現在も指摘されている⁽⁴⁵⁾。在外同胞からは国籍離脱制限よりはむしろ韓国籍の自動抹消制度のほうが望ましいとの意見があるといわれており⁽⁴⁶⁾，国内に居住する者と異なり，海外に拠点をもつ在外同胞の場合には国籍離脱制限規定は実質的には韓国籍放棄を促進する方向に働きやすい。

おわりに

2020 年決定を受けて，2022 年 9 月 15 日の改正で，国会法第 14 条の 2 に次のような規定が新設された（従来の第 14 条の 2 は第 14 条の 3 に移動）。

(44) 前掲判例集 18-2, 538-539 頁。

(45) この点を指摘するものとして，孔義植「韓国の在外同胞政策と課題」政経研究 53 巻 3 号（2016 年）33 頁等参照。

(46) 孔義植前掲 36 頁参照。

第14条の2①第12条第2項本文および第14条第1項但書にかかわらず、次の各号の要件をすべて満たす複数国籍者は、兵役法第8条により兵役準備役に編入された時から3ヶ月以内に大韓民国国籍を離脱することを申告できなかった場合、法務部長官が大韓民国国籍の離脱許可を申請することができる。

1. 次の各号のいずれかに該当する者であること。

イ. 外国で生まれた者（直系尊属が外国に永住する目的なく在留した状態で生まれた者を除く。）で、出生後引き続き外国に主たる生活の根拠を置いている者

ロ. 六歳未満の児童のとき外国に移住した後、引き続き外国に主たる生活の根拠を置いている者

2. 第12条第2項本文および第14条第1項但書により兵役準備役に編入された時から3ヶ月以内に国籍離脱を申告できなかった正当な理由があること。

② 法務部長官は、第1項の規定による許可をする際、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 複数国籍者の出生地および複数国籍取得の経緯

2. 複数国籍者の住所地および主な居住地が外国であるか否か

3. 大韓民国入国回数および滞留目的・期間

4. 大韓民国国民だけが享受できる権利を行使したか否か

5. 複数国籍により外国での職業選択に相当な制限があり、またはこれに準ずる不利益があるか否か

6. 兵役義務の履行の公平性と調和するか否か

③ 第1項による許可申請は、外国に住所を有する複数国籍者が当該住所地管轄在外公館の長を経て法務部長官に行わなければならない。

④ 第1項及び第3項により国籍の離脱許可を申請した者は、法務部長官が許可した時に大韓民国国籍を喪失する。

⑤ 第1項から第4項までの規定による申請者の詳細な資格基準、許可時の具体的な考慮事項、申請および許可手続等必要な事項は大統領令で定める。

2020年の決定に対し、在外同胞からは兵役忌避者とそうでない者を区別してこなかっ

(47) ワシントンの弁護士전종준による「선천적 복수국적 헌법소원 승리와 입법 방향」법률신문 2021年5月14日記事 (<https://www.lawtimes.co.kr/Legal-Opinion/Legal-Opinion-View?serial=170078> 2022年12月17日最終確認)

韓国における国籍法と兵役の問題（國分典子）

(47)
た判例の変更を歓迎する意見があったが、立法上は結果的にはかなり厳格な要件が導入された。そもそも2020年決定の多数意見も、複数国籍者の兵役義務の緩和を認める趣旨ではないことを考えれば、在外同胞側の希望とは裏腹に、韓国にとって兵役の義務が「国家共同体に必然的に内在する憲法的価値」であることに変化はないのであって、皆兵義務の徹底が国民の一体性の確保に繋がっているという意識は立法者にも裁判所にも通底している。

以上のような問題の一方、韓国では「多文化軍隊」といわれるような状況が生まれている。国際結婚の増加や2010年の国籍法改正の1つの重要なテーマであった帰化手続の簡易化によって、従来、「民族」を重視する傾向が強かった韓国社会において「多文化家族」が増え、その子どもたちが兵役に就くようになってきており、2025年から2031年の間に年平均8518名の多文化家庭の子どもが入隊するであろうといわれている。(48)

国籍保持者が多様化するにつれて、国民の義務を果たす主体も以前とは異なるようになる。ここで今一度、兵役との関連で国籍法を考えると、結果的にみえてくるのは、少なくとも兵役対象となる男性についていえば、複数国籍を維持しようとするのは、韓国内に生活基盤をおく者であるということである。その結果、「韓国民」の内実は、従来の血統に基づく「民族共同体」を離れ、血統よりも生活基盤に根拠をおいて形成される方向へと向かうのである。

※本研究はJSPS 科研費JP20H01423の助成を受けたものです。

(48) 「국군, 2025년부터 '다문화군대'로 변신하나」 서울경제 2016年9月20日オンライン記事 (<https://www.sedaily.com/NewsView/1KXNWJ1OHX> 2023年1月9日最終確認)。こうした変化に触れるものとして、李修京・城渚沙・廣瀬龍「韓日における多文化社会への変化と国防」東京学芸大学紀要 人文社会科学系 I 68号(2017年)113頁参照。

〈別表 国籍法条文の変化〉

	2005年改正前	2005年改正	2010年改正
第12条第1項	<p>出生その他この法の規定により満20歳になる前に大韓民国の国籍および外国国籍を共に有することとなった者(以下、「二重国籍者」という)は、満22歳になる前までに、満22歳になった後に二重国籍者となった者は、その時から2年以内に第13条および第14条の規定により一つの国籍を選択しなければならない。但し、兵役義務の履行と関連して大統領令が定める事由に該当する者は、その事由が消滅した時から2年以内に一つの国籍を選択しなければならない。</p>	<p>出生その他この法の規定により満20歳になる前に大韓民国の国籍および外国国籍を共に有することとなった者(以下、「二重国籍者」という。)は、満22歳になる前までに、満20歳になった後に二重国籍者となった者は、その時から2年以内に第13条および第14条の規定により一つの国籍を選択しなければならない。但し、「兵役法」第8条の規定により第1国民役に編入された者は編入された時から3月以内に、第3項各号のいずれかに該当する時から2年以内に一つの国籍を選択しなければならない。1 現役・常勤予備役もしくは補充役として服務を終え、または終えたものと看做されるとき。2 兵役免除処分を受けたとき。3 第2国民役に編入されたとき。(筆者注：本項は、国家法令情報センターの情報に誤りがある可能性がある。)</p>	<p>満20歳に達する前に複数国籍者となった者は、満22歳に達する前までに、満20歳に達した以後に複数国籍者となった者は、その時から2年以内に、第13条および第14条の規定により一つの国籍を選択しなければならない。但し、第10条第2項の規定により、法務部長官に大韓民国において外国の国籍を行使しないことを誓約した複数国籍者は、この限りではない。</p>
第12条第2項	<p>第1項の規定により国籍を選択しない者は、その期間が経過した時に大韓民国の国籍を喪失する。</p>	<p>第1項の規定により国籍を選択しない者は、第1項の満22歳または2年を経過した時に大韓民国の国籍を喪失する。</p>	<p>第1項本文の規定にかかわらず、兵役法第8条の規定により第1国民役に編入された者は、編入された時から3か月以内に一つの国籍を選択し、または第3項各号のいずれかに該当するに至った時から2年以内に一つの国籍を選択しなければならない。但し、第13条の規定により大韓民国の国籍を選択しようとするときは、第3項各号のいずれかに該当するに至る前であっても、選択することができる。</p>

韓国における国籍法と兵役の問題（國分典子）

<p>第12条第3項</p>		<p>直系尊属が外国で永住する目的なく滞留している状態で出生した者は、兵役義務の履行に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、第14条の規定による国籍離脱の届出をすることができる。</p> <p>1 現役・常勤予備役もしくは補充役として服務を終え、または終えたものと看做される場合。</p> <p>2 兵役免除処分を受けた場合。</p> <p>3 第2国民役に編入された場合。</p>	<p>直系尊属が外国で永住する目的なく滞留している状態で出生した者は、兵役義務の履行に関し、次の各号のいずれかに該当するときに限り、第14条の規定による国籍離脱の申告を行うことができる。</p> <p>1 現役・常勤予備役もしくは補充役として服務を終え、または終えたものと看做される場合。</p> <p>2 第2国民役に編入された場合。</p> <p>3 兵役免除処分を受けた場合。</p>
<p>第13条第1項</p>	<p>二重国籍者であって大韓民国の国籍を選択しようとする者は、第12条第1項に規定された期間内に外国国籍を放棄したのち、法務部長官に大韓民国の国籍を選択することを申告しなければならない。</p>	<p>二重国籍者であって大韓民国の国籍を選択しようとする者は第12条第1項に規定された期間内に外国国籍を放棄したのち、法務部長官に大韓民国の国籍を選択することを申告しなければならない。</p>	<p>複数国籍者であって第12条第1項本文に規定された期間内に大韓民国国籍を選択しようとする者は、外国国籍を放棄し、または法務部長官が定めるところに従い、大韓民国において外国国籍を行使しないことを誓約し、法務部長官に大韓民国国籍を選択することを申告することができる。</p>
<p>第13条第2項</p>	<p>第1項の規定による申告の受理要件、申告手続その他必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>第1項の規定による申告の受理要件、申告手続その他必要な事項は大統領令で定める。</p>	<p>複数国籍者であって第12条第1項本文に規定された期間後に大韓民国国籍を選択しようとする者は、外国国籍を放棄した場合にのみ法務部長官に大韓民国国籍を選択することを申告することができる。但し、第12条第3項第1号の場合に該当する者はその場合に該当するときから2年以内に第1項に定めた方式で大韓民国国籍を選択することを申告することができる。</p>

第13条第3項			第1項および第2項但書にかかわらず出生当時に母が子女に外国国籍を取得させる目的で外国に滞留中であった事実が認定された者は外国国籍を放棄した場合にのみ大韓民国国籍を選択することを申告することができる。
第13条第4項			第1項から第3項までの規定による申告の受理要件、申告手続、その他必要な事項は大統領令で定める。
第14条第1項	二重国籍者であって外国国籍を選択しようとする者は、第12条第1項に規定された期間内に法務部長官に大韓民国の国籍を離脱することを申告することができる。但し、同条同項但書に規定された者は、その事由が消滅したのちに申告することができる。	二重国籍者であって外国国籍を選択しようとする者は、第12条第1項に規定された期間内に法務部長官に大韓民国の国籍を離脱することができる。但し、同条第3項に規定された者はその期間以内にまたは該当事由が発生したときから申告することができる。	二重国籍者であって外国国籍を選択しようとする者は、第12条第1項に規定された期間内に法務部長官に大韓民国の国籍を離脱することを申告することができる。但し、第12条第1項但書または同条第3項に該当する者はその期間以内にまたは該当事由が発生したときから申告することができる。
第14条第2項	第1項の規定により国籍離脱の申告をした者はその申告をしたときに大韓民国の国籍を喪失する。	第1項の規定により国籍離脱の申告をした者はその申告をしたときに大韓民国の国籍を喪失する。	第1項に従って国籍離脱の申告をした者はその申告をしたときに大韓民国国籍を喪失する。
第14条第3項	第1項の規定による申告手続その他必要な事項は大統領令で定める。	第1項の規定による申告手続その他必要な事項は大統領令で定める。	第1項による申告手続きおよびその他必要な事項は大統領令で定める。